

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱細目（障害）

平成 26 年 3 月 31 日  
25 福保障居第 2952 号  
福 祉 保 健 局 長 決 定  
平成 29 年 3 月 31 日  
28 福保障施第 3776 号  
福 祉 保 健 局 長 決 定  
令和 3 年 5 月 25 日  
3 福保障施第 660 号  
福 祉 保 健 局 長 決 定  
令和 8 年 5 月 22 日  
8 福祉障施第 517 号  
福 祉 局 長 決 定

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金（障害）の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱（障害）（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第 1 交付要綱別表 2（第 5 条関係）の別に定める補助対象面積及び補助単価は、次のとおりとする。

1 補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断を実施する延べ面積（㎡）とする。

2 補助単価

補助単価は、次に定める費用とする。

- (1) 面積 1, 000 ㎡以内の部分は 4, 580 円／㎡以内
- (2) 面積 1, 000 ㎡を超えて 2, 000 ㎡以内の部分は 2, 350 円／㎡以内
- (3) 面積 2, 000 ㎡を超える部分は 1, 570 円／㎡以内

附 則

この細目は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、令和 3 年 5 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この細目は、令和８年５月２２日から施行し、令和８年４月１日より適用する。